

工事費内訳書取扱要領

策 定 平成 27 年 3 月 25 日 26 長与管財第 163 号
一部改正 令和 6 年 4 月 24 日 6 長与契第 96 号

第 1 目的

「建設業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 55 号）により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正されたことを踏まえ、長与町が発注する工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めること（「入札契約適正化法」第 12 条）とし、必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象工事

長与町が発注する建設工事のうち、競争入札により実施するもの。

第 3 工事費内訳書の提出を求める時期について

入札時に提出を求めるものとする。

第 4 工事費内訳書の内容及び様式

① 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別及び細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書及び細目別内訳書に、摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）

また、代理人による入札の場合、代理人の氏名を記載すること。

② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び 1 式表示（入札説明書中の数量総括表（数量表）で 1 式表示となっているものを除く。）を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1 式表示を認める。

第 5 工事費内訳書の審査等について

① 第 2 のうち、談合情報等及び入札結果等に不自然さがない場合

イ) 審査の対象

落札候補者（予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格（総合評価落札方式の場合は、最高評価値）の者。）

落札候補者が次順位者に移行した場合は、次順位者以降の者

ロ) 審査の内容

1次チェックを行う。

ハ) 審査の時期

- ・ 指名競争入札及び事前審査型入札（総合評価落札方式摘要工事を除く。）
開札後、落札決定前までに行う。
- ・ 事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事。）
保留後、落札仮決定前までに行う。

ニ) 審査の結果

第6①の1～5に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、長与町財務規則（平成17年規則第5号）第98条第8号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、別記様式により、その旨を通知するものとする。

ホ) 審査員

入札担当課又は工事担当課の職員（2人以上で行う。）

ヘ) その他

くじ引きにより落札者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合には再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。

② 第2のうち、談合情報等があり、談合情報等の落札者と入札の結果による落札予定者が一致した場合及び入札結果等に不自然さがあつた場合

イ) 審査の対象

全入札参加業者

ロ) 審査の内容

2次チェック（必要に応じて3次チェック）を行う。

ハ) 審査の時期

開札（開札後に工事費内訳書の提出を求めたものについては、その提出の受付）後、事情聴取（長与町談合情報等対応マニュアルに基づき実施する事情聴取をいう。以下同じ。）前までに行う。

ニ) 審査員

入札担当課又は工事担当課の職員（2人以上で行う。）

ホ) 審査の結果

2次、3次チェックの審査を基に、長与町指名審議委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。

また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、談合情報対応マニュアルに基づき対応することができる。

第6 入札を無効等とする場合の判断基準について

① 1次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認）

チェック項目（必須）

類 型	No	未提出又は不備とされる場合	備考
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同等視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合 （例：領収書、会社概要など）	
	(3)	他の工事の内訳書である場合	
	(4)	白紙である場合	
	(5)	内訳書が特定できない場合	(注1)
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	(注2)
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合	
	(2)	入札公告又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	(注3) (注4)
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合	
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合	(注3)
	(2)	発注案件名に誤りがある場合	(注3)
	(3)	提出業者名に誤りがある場合	
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注4)
	(5)	内訳書の工事価格と各項目の合計金額が異なる場合	(注5)
5 その他未提出又は不備がある場合			

(注1) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。

(注2) 併せて「2次チェック表(1)」を参照すること。

(注3) 軽微な誤記の場合(同一性が確認できる場合)は、無効としないことができる。

軽微な誤記として有効とするかどうかについては、「入札・契約事務マニュアル(改訂版)(平成21年4月付け長崎県出納局)」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2)入札書」の取扱いに準ずるものとする。

(注4) a. 工事費内訳書の合計金額が入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目(スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。)がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額(単価)で見積金額を記載すること。

なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般

管理費などで行うこと。

- c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が1式表示になっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。

ただし、1式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。

なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認めるものとする。

- (注5) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

(例 a) 値引きの項目の設定やマイナス計上はしないこと。

(誤) 工事原価	1,000,000円	
一般管理費	234,500円	
値引き	<u>4,500円</u>	
工事価格	1,230,000円	(引き下げ項目が不明な値引き)
(正) 工事原価	1,000,000円	
一般管理費	230,000円	
工事価格	1,230,000円	

※一般管理費など実際に値引いた項目の金額(単価)を引き下げた後の金額で表示する。

(例 b) 数量総括表では数量が1式表示となっていないものを一式表示しない。

	数量	単価	金額
(誤) ○○○工	1式		1,000,000円
△△△工	1式		1,500,000円
□□□工	1式		2,000,000円
↓			
(正) ○○○工			1,000,000円
内訳	$\left\{ \begin{array}{l} 100\text{m} \times 2,500\text{円} = \\ 100\text{m} \times 7,500\text{円} = \end{array} \right.$		$\left. \begin{array}{l} 250,000\text{円} \\ 750,000\text{円} \end{array} \right\}$
△△△工			1,500,000円
内訳	$\left\{ \begin{array}{l} 50\text{m}^2 \times 10,000\text{円} = \\ 50\text{m}^2 \times 20,000\text{円} = \end{array} \right.$		$\left. \begin{array}{l} 500,000\text{円} \\ 1,000,000\text{円} \end{array} \right\}$
□□□工			2,000,000円
内訳	$\left\{ \begin{array}{l} 200\text{m}^3 \times 8,000\text{円} = \\ 1式 \end{array} \right.$		$\left. \begin{array}{l} 1,600,000\text{円} \\ 400,000\text{円} \end{array} \right\}$
内訳	$\left\{ \begin{array}{l} \diamond\diamond\diamond\text{工} 300\text{m} \times 1,000\text{円} = \\ \blacksquare\blacksquare\blacksquare\text{工} 500\text{m} \times 200\text{円} = \end{array} \right.$		$\left. \begin{array}{l} 300,000\text{円} \\ 100,000\text{円} \end{array} \right\}$

② 2次チェックについて

チェック項目（必須）

チェック項目	No	談合の疑いがあるとされる場合	具体例（注1）
金額の他者との比較	(1)	金額が同一（類似している場合も含む。）である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在する場合	入札参加者10者のうち3者において、積算項目（細別）10項目のうち3項目が同一の金額となっている（ただし、積算単価を公表しており、一致することが予測できる場合を除く。）
表記上の誤りの確認及び他の入札参加者との比較	(2)	複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在する場合（積算項目、単位、公表数量、工事名等）	2者について、「床版工」が「床床版工」となっている等の共通した誤りが4箇所確認される

（注1） 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件毎に判断すること。

③ 3次チェック（工事費内訳書の分析）について（分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用）

チェック項目（2次チェックに加え、必要に応じて実施）

分析項目	No	着 眼 点
様式について、当該者が過去に提出した内訳書との比較	(3)	当該者が従来使用してきた様式と異なっている等の不自然な点はないか
金額（比較）の他者との比較	(4)	金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか
金額（比較）の官積との比較	(5)	複数者の金額が官積に対して共通の乖離傾向を示していないか

第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて

- ① 提出された工事費内訳書の引換え、変更または撤回（取消）は認めない。
- ② 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ③ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ④ 提出された工事費内訳書は、長与町情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条の非開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

第8 工事費内訳書の不備で入札が無効となった者の取扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

第9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について

落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

第10 入札参加者に対する周知方法

(1) 入札公告及び入札執行通知書に、以下の内容を明示する。

① 入札者は、工事費内訳書を当該工事の1回目の入札に際し、入札執行者に提出すること。

なお、工事費内訳書は、数量・単位・金額等が明らかでなければならない。(工事費内訳書取扱要領を参照すること。)

第11 工事費内訳書の保管期間について

工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

第12 施行及び適用等

平成27年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

この要領は、令和6年5月1日以後に入札公告又は入札執行通知する工事について適用する。

(令和6年4月24日付け6長与契第96号)

別記様式

工事費内訳書の不備による入札無効通知書

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

長与町長

さきに入札執行しました下記工事については、工事費内訳書の審査の結果、貴社の行った入札が無効であることを認めましたので通知します。

記

1. 入 札 公 告 日 ○○○○年○○月○○日
2. 工 事 番 号 ○○○○第○○号
 工 事 名 ○○○○○○○○○○○工事
3. 工 事 場 所 長与町○○○地内
4. 入札執行の日時 ○○○○年○○月○○日 ○○時○○分
5. 工事費内訳書の
 不 備 内 容 ○○○○○○

※ 工事費内訳書の不備の内容については、入札を無効等とする場合の判断基準と照らし合わせ、具体的に記載すること。

附則

この要領は、令和6年5月1日以後に入札公告又は入札執行通知する工事について適用する。